



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金 (児童1人当たり5万円) は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生相当年齢のお子様分の子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、高松市こども家庭課で申請手続きをしてください。

※ 高校生相当年齢分とは、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれたお子様分です。

① 高校生等の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか?)

YES

NO

② 高校生等のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です!

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
高松市こども家庭課にて、
申請を行ってください!!

詳しくは裏面参照

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

(受付時間:平日9:00~18:00)

■ 高松市役所 こども家庭課

「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)」窓口

087-839-2353

(受付時間:平日8:30~17:00)

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面をご確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請に必要な書類をご用意いただいた上で、高松市こども家庭課が配布する申請書に記入し、窓口にて申請してください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認した後、指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。
- ▶ 申請期間は、令和3年7月19日～令和4年2月28日です。
※ 各総合センター・支所・出張所・市民サービスセンターでは申請できません。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童** (障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

②

- 令和3年度**住民税（均等割）が非課税**の方
又は
- 令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。
(一部、申請が必要な方を除く。)



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

